



薬食化発第0723003号  
平成20年7月23日

各 都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区区长

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
化学物質安全対策室長



毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令等に伴う劇物のマイクロカプセル製剤の  
取扱いについて（通知）

毒物及び劇物指定令の一部改正等については、平成20年6月20日付薬食発第0620001号医薬食品局長通知が発出されたところであるが、今回の改正の中で劇物から除外された一（六クロロ一三ピリジルメチル）一N一ニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン（別名イミダクロプリド）一二%以下を含有するマイクロカプセル製剤について、現在、我が国で流通しているものは下記のとおりであるので、業務の参考とされたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出することとしていることを申し添える。

記

1. マイクロカプセル製剤の形状等

一（六クロロ一三ピリジルメチル）一N一ニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン（別名イミダクロプリド）を含む組成物を、多価イソシアナートと多価アミンを原料として界面重合法により形成するポリウレタにより被覆した、粒子径が数 $\mu\text{m}$ から数百 $\mu\text{m}$ のマイクロカプセルを含有する製剤であり、顕微鏡観察によりカプセルの形成を確認でき、かつ、急性経口毒性のLD<sub>50</sub>が2,000mg/kg以上のもの。

2. 販売名

ハチクサンMC

3. 販売元

バイエルクロップサイエンス株式会社

研究開発本部 登録センター部 エンバイロサイエンスグループ  
東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル  
TEL：03-6266-7377